

泉佐野市立児童発達支援センター第三者評価委員会要綱

(設置)

第 1 条 泉佐野市立児童発達支援センター（以下「センター」という。）において、地域の障害児支援の中核的役割を果たすとともに、センターの業務改善及びセンターが提供する障害児支援サービスの向上に資するため、センターの管理運営状況についての評価を実施する第三者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) センターが行う事業の管理運営業務に係る評価に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、福祉施設の代表、障害児通所支援事業所の代表、教育機関の代表、利用者代表のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員のうちから 1 名を市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱されてから、委嘱された年度の 3 月 31 日までとし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、こども部子育て支援課において行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。